

住宅改修について

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。（自己負担が1割または2割）

住宅改修を行う場合はまず事前申請が必要です。着工の許可を得てから改修をしてください。

事前申請

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書
- ③ 工事費見積書（内訳書）
- ④ 改修前（現状）が確認できる写真（撮影日の分かるもの）
- ⑤ 住宅改修の承諾書（改修を行う住宅の所有者が、当該被保険者でない場合）
- ⑥ 使用部材のカatalogの写し

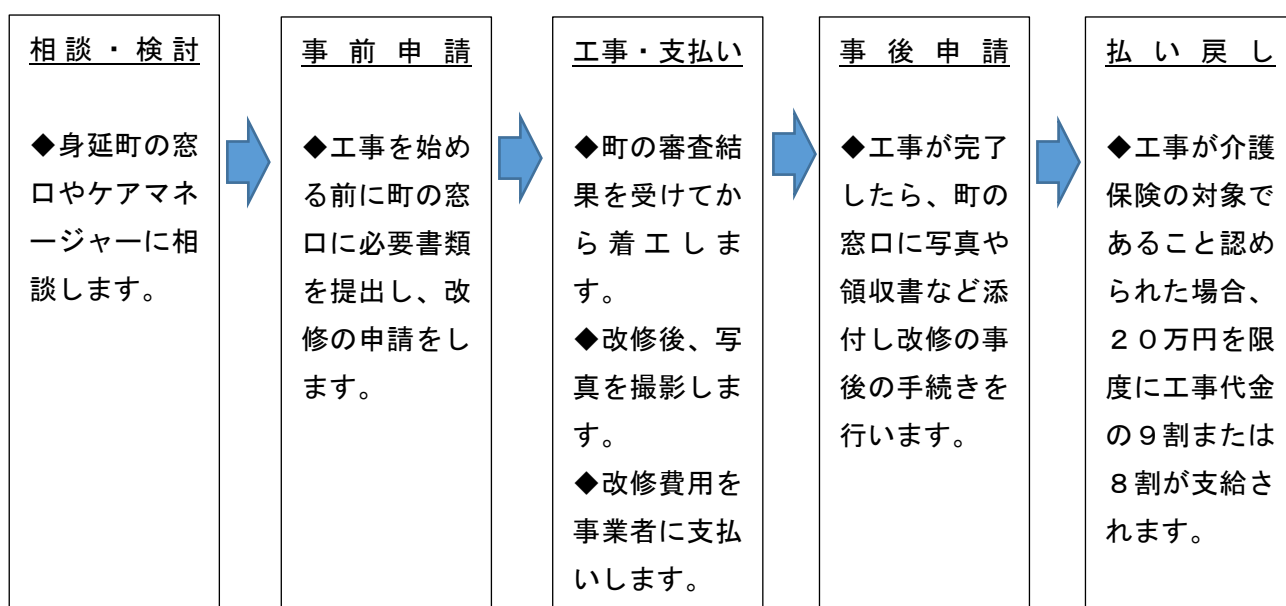
事後申請

- ① 介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書
- ② 領収書
- ③ 完成の状態を確認できる写真（撮影日の分かるもの）



介護保険の対象となる工事

●手すりの取り付け ●段差や解消の解消 ●滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更 ●開き戸から引き戸等への扉の取り替え ●その他これらの各工事に付帯して必要な工事



その他、不明な点等ございましたら担当までご相談ください。

身延町役場介護保険担当 ☎0556-20-4611